

ハンセン病事実検証調査事業 第10回検証会議

邑久光明園 聞き取り（公開）

03.6.25（水）

【事務局（加納）】 お待たせいたしました。それでは、第10回ハンセン病問題検証会議を始めさせていただきたいと思います。

初めに、事務局のほうから少し、資料の関係でご説明を差し上げたいと思います。

本日の会議は、きょうの会議とあすの会議の2回分の会議を1つの資料として本日お配りしております。会議次第についてのご案内の下に配付資料というのがございますので、そちらの資料番号をご参照いただきたいんですが、それ以外に、追加で資料が2つほど入っておりますので、そちらのほうについてもご説明をしたいと思います。

邑久光明園の概況と入園者の状況という頭書きにある資料がございますが、これは自治会のほうで、あすの現地の検証用につくっていただいた概況関係の説明書ということになっております。また、陳述書という頭書きの資料がございますが、こちらのほうは、本来、本日の聞き取りの対象としたいということでご予定のあった方なんですが、本会議の前に亡くなられたということで、裁判のときに提出されたその陳述書というのを皆さんにお読みいただきたいということで資料の提供を受けておりますので、そちらのほうもご参照いただければと思います。

それで、もう1点ですが、あすもこの会議資料を使って会議をさせていただきますので、あすもご傍聴いただける方につきましては、資料はあすの配付はございませんので、本日の資料をお持ちいただければと思います。

また、あすの会議用の資料についてですが、まだ案の段階でございますので、あすまた差しかえ等もある予定があるかと思っておりますので、そちらのほうもご了承いただきたいと思っております。

それでは、会議のほうに入らせていただきたいと思います。

まず、検証会議座長、金平輝子よりごあいさつを差し上げたいと思います。

【金平座長】 一言ごあいさつを申し上げます。

私どもは、ハンセン病問題に関する検証会議というのがございますが、この会議のメンバーでございます。本日、第10回のこの会議を、ここ邑久光明園で開かせていただくこ

とになりました。もうこの会議のことにつきましては、多くの方がご存じだと思いますけれども、2001年の熊本判決を受けて、やはりこのハンセン病に対する長い国のほうの隔離の政策、この実態を検証し、そしてまた、その被害がどういうことであったかということを検証・調査する、このために設けられたものでございます。私ども、一応第三者の立場から、この問題のさまざまな面にメスを入れながら検証を行いたいと思ってまいりました。

第1年度が昨年でございまして、2002年度、実質的には10月に始まりましたので、半年でございましたけれども、半年間の調査の結果は報告書を出しておりますので、ごらんをいただければと思います。

そして、ただいま2年度に入っております。この会議を来年度、もう1年継続して行いたいと思っておりますけれども、ハンセン病の問題に深く入れば入るほど、大変な大きな問題、課題があるということがわかりまして、3年間の調査期間というものが非常に短くもございしますが、やはり結果を早く出すことも大事かと思いつつながら、私ども会議を進めているところでございます。

前置きが長くなりましたけれども、本日、この光明園で会議を持たせていただくことになりまして、牧野園長先生はじめ園側の方、そしてまた、ただいまごあいさついただきました自治会長さん、大変いろんなことでお気遣いいただきまして、この場を設けていただきまして、ご配慮いただきましたことを心から御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

私ども、ただいまも、お隣にあります納骨堂に献花をさせていただきました。ここで3,029名の方たちが眠っていらっしゃるということでございますが、かつてこの光明園に生き、そしてここで亡くなられた方たちがどういう実態であったのか、また皆様方がどういう思いであったのか、そういうことも私どもが検証という形でいろいろと明らかにしていかなければならないと考えております。

きょうとあすにかけて2日間、この園で私たちは多くのことを調査させていただき、今後のよりよい検証につないでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、ここからは座長に戻りまして、会議を進めたいと思います。

それではまず、光明園の園長の牧野園長から、ここでちょっとごあいさつをちょうだいしたいと思います。

【牧野園長】 皆さん、こんにちは。光明園の園長の牧野でございます。

どうも検証委員の皆さん、この光明園へようこそおいでくださいました。私たち、大変待ち遠しく思っておりました。

先ほど、納骨堂の前で山本自治会長が大変いい話をされたので、私、補足することはないのでありますけれど・・・。

検証会議が来るということで、私たち、少しどういう検証にしてほしいか考えました。会長のお話にもありましたように、この園は、明治40年の「癩予防二関スル件」を受けまして、42年、1909年に大阪の外島の地にできた療養所であります。外島というのは、これは行政の常でありまして、非常に立地条件の悪いところでした。ハンセン病の療養所ごときと言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、こういう虐げられた施設には決していい土地はいただけませんでした。海拔ゼロメートル地帯です。それで、先ほど会長の説明があったように、昭和9年台風で倒壊してしまうわけであります。そういう歴史があるわけではありますが、そのとき187名死亡するという大惨事が起こるわけがありません。

検証していただきたい中のポイントは、その外島の風水害を体験された方々の中で、4人残っている中のお一人の方が被害状況というのを話してくださる、これが一つのポイントではないかなと。外島ということがあるわけです。

それから、もう一つは、邑久光明園は基本的には大阪の療養所であります。大阪と申しますと在日韓国人、こういう問題があるわけです。以前は全国の在日韓国人の8割ぐらいが大阪にいたということで、東大阪、生野とか大正、こういうところにおられたわけがありますが、そういう中からハンセン病の方々がたくさん収容されております。ハンセン病で差別され、療養所の中でまた差別があった、こういう事実があります。この在日朝鮮・韓国人の問題、これを語らずに邑久光明園の歴史というのは語れないんじゃないか、これをきちっと検証していただきたい、これが第2の目的であります。

それから第3番目は、もう皆さんご存じかもしれませんが、光明園は非常に検査研究をきちっとやった園であります。そのおかげで解剖献体がたくさん残っております。そういう被害の実態のお話があるかもしれませんが、解剖承諾書をとらずに解剖したとか、そういう事実もございます。どうしてこれだけの剖検標本が残ってきたのか、そういうことをやはり見ていただく、これが第3番目のポイントではないかなと、こういうふうに考えております。

梅雨の合間の、きのうまで大雨で、きょうの天候も大分心配をしたんですけど、きょうはほんとうに晴れて、移動にも支障を来さないのではないかなと、こういう気がしております。2日間という短い時間でありまして、光明園の検証をしっかりとやっていただいて、すばらしい結果が出ますことを心から祈念いたしまして、きょうのこの検証会議に対するごあいさつにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

それでは、早速、本日の議題に入ります。

本日、まず、いわゆる私ども「聞き取り」と申しておりますけれども、在園者の方からお話を伺うということをいたします。予定してござっておりますのが3名おいでになります。会場にもうおいで下さっているのでしょうか。

ありがとうございます。どうぞおかけくださいませ。

それでは、3名の方に、順次こちらのほうでお話を伺うことにしたいと思います。この検証会議は、いつも約10分ほどお話をいただきまして、その後、委員のほうからいろいろとお尋ねをしたいと思います。それにお答えいただくという形でやっておりますので、きょう、ここにおいでくださいました在園者の方、お3人の方、どうぞよろしく願いいたします。

お名前は、今回は伏せさせていただきます。

それでは、早速お話しただいてよろしゅうございますでしょうか。大変短いんですけど、まず、約10分ほどお話くださいませ。よろしくどうぞ。

【Aさん】 よろしく願います。

私は、大正4年10月にBで生まれました。7人兄弟の上から5番目でした。それで、現在87歳でございます。

数えの19の年にB立商業学校を卒業しまして、家を出てCで就職しました。Cで5年間働いたころに召集令状が来まして、13年7月に軍隊に入りました。

ところが、その年の10月ごろに、演習中に傷ができて、それがなかなか治らずに、軍医がそれを見て、「おかしいから陸軍病院に行くように」と言いました。入院して二、三日たったころに、個室に移されました。そして一月ほどたってから、軍医から、「岡山にいい病院があるから、そこへ行きなさい」と言われたんです。病名も、行き先も、療養所ということも告げられませんでした。

その年の11月10日に、陸軍病院から衛生兵2人に連れられて最寄りの駅まで行くと、1両の半分が客車で半分が貨物車という車両に連れていかれました。客車に乗ると、そこに男の人が2人乗っていました。衛生兵が、「君と同じところに行くんだ」と言いました。見送りに来てくれていた母が、見送りの最中に泣いていました。警官が一人乗り込んで来て、出発しました。

道中、D駅の引き込み線に、夜中に4時間もの間、そこで我々は3人だけ取り残されました。放ったらかしにされたのです。そして、「晩飯や」というてパンが放り込まれました。朝になって、いよいよ岡山駅に着くと、光明園の車が迎えに来ていました。車に乗り込むと、窓の外は全部黒いカーテンのようなもので覆われて、中が見えないようになっていました。車の中で、また3人だけ1時間半も待たされました。その後、1時間以上かかって、がたがたの道を揺られていきました。

外は全く見えず、車の天井と木のすれる音が聞こえるだけでした。どこに連れていかれるのか、心配だけがどんどん募りました。車をおりると、塩屋というところの棧橋から伝馬船に乗せられて、瀬溝を通過して藪池に着きました。藪池には、まだ棧橋もなく、歩み板を渡って島におり立ちました。すると、その瞬間、上のほうから全身真っ白、目玉だけしか出ていないような仰々しい装束に身を包んで、長靴を履いた人が四、五人だっと走りおりにきたんです。度肝を抜かれました。ほんとうにえらいところに来たなと思いました。

ふる場の間にある外科の治療する場所に連れていかれ、そこで着ていたものを全部脱がされました。わけもわからずパンツ1枚にされ、どうなることかと緊張するばかりでした。着ていたものかわりに、縦じまのあわせの着物を渡されました。持ち物も現金も何もかも、全部とられてしまいました。着てきた洋服は全部消毒されました。後で一応返してもらいましたが、ズボンのバンドなど、がちがちで使い物になりませんでした。

入所いたしまして後、男子の独身軽症寮に入りました。ちょうど今のこの光明会館のある場所でした。15畳に七、八人の雑居部屋でした。園長から「外に出るな」とのお達しがありました。そして、建造中であつたので板で囲ってありました。「治らん病気やから、一たん入ったらもう出られへん。無断で出たら監房行きや」入ってから、古い先輩たちに何もかも教えてもらいました。

あの入ったころの気持ちといったら、何とも言えません。家に飛んで帰りたい気持ちもあるし、かといってどうすることもできず、やけになって「ええい、くそっ」と思って、でも、それをぶつける場所がどこにもない。体は元気なのに、3度の食事だけでほかに何

もすることがない、何の目的もない、退屈でしょうがない。古い人たちはみんな作業に出かけ、1人だけ広い部屋に取り残されてました。これはほんとうに耐えられませんでした。

そして、しばらくしてから、患者作業に出るようになりました。作業は、ガーゼ伸ばし、また包帯巻き、それが1日働いて1銭でした。当時、ゴールデンバット1個が7銭の時代でした。自分がCで働いていたころは、月に30円もらっておりました。園内の作業賃がいかにかかったかです。

園内で、何もかも患者作業で賄われていました。男も女も午前中に患者作業をし、午後は奉仕作業に従事していました。今はきれいになっている大通りも、当時は岩盤でごつごつしており、桐のげたの歯が3日も持たずにぼろぼろになるほどでした。その道路のでこぼこを削って平らにする作業や、石がけをつくるために石を海岸から運び上げる作業など、土木作業はすべて奉仕作業でした。

ここの生活に慣れ、落ち着くまでには大分時間がかかりました。作業していても、最後までようしませんでした。きちりできるようになるまでは二、三年かかったように思います。ガーゼ伸ばし、医局の受付、また加工所でまんじゅう、すしなどをつくり、いろいろな作業に従事しました。もちろんつき添い作業もしました。

昭和15年に、治療薬の大風子油の注射の部位が化膿して、足がぱんぱんにはれ上がりました。ところが、当時、園内には外科の医者がいませんでした。看護助手さんが、「医者じゃないのでメスは持てん」と言い、裁断ばさみで、麻酔もなしに左足の太ももをぐさすと切りました。おかげで、半年以上片脚が不自由になるはめになりました。やっと元気になったときに、社会に出たいという気持ちを持っていましたが、このことがあってから、「ここで落ち着かな仕方がないな」と思うようになりました。

そして、17年4月、妻と結婚しました。これは、断種の身でなければ結婚は許可されませんでした。そのころから自治会の仕事をするようになりました。

まずやったのが、人事部長の仕事です。収容されてきた人の様子やら出身地、不自由度などを見て、どの部屋に入ってもらうかを決めました。一番つらいのが、自殺者が見つかったときの立ち会いです。食事の時間に帰ってこなかったら、おかしいということで、消防団や青年団、婦人会、患者がみんなで探しに行きました。松の木で首をつったり、海に身を投げたりして、自殺する人は後を絶ちませんでした。あるとき、C出身の人が脱走しようとして、瀬溝でおぼれたことがありました。おぼれ死んでいるのが見付き、職員が船で迎えに行くのですが、船の上に乗せることもせず、首に縄をつけて、ずっと岸边ま

で引っ張ってきたんです。それを見て、「何とひどい扱いをするのか」と涙が出ました。部屋の人がみんな寄って、「かわいそうだ」と棺桶に入れ、火葬場に運びました。

農事部長も務めました。開墾から始まり、農作業をして食料をつくるのも、当然患者作業でした。つくった農作物や豚舎で育てた豚、また鶏、全部炊事場に納め、これも患者作業で食物をつくりました。田んぼが少しありましたが、そこで餅米をつくりました。

昭和17年ごろからは食糧事情が極めて悪くなり、栄養失調で亡くなる人もたくさん出ました。

昭和24年ごろになって配給物資が行き渡るようになるまでは、ほんとうに貧しく、厳しい生活が続きました。昭和19年と20年で300人以上が亡くなりました。赤痢がはやり、何の対策もなされなかったので、病棟に入った患者のつき添い作業をした元気な人たちが次々と亡くなっていきました。職員に「赤痢ではないのか」と聞いても、「違う」との答えが返ってきました。そのうちに、やっと石灰を便所にまくようにとの指示が出て、その後、大分おさまりました。

戦後は、作業部長の仕事をしました。患者作業の割り振りをする仕事です。つらい作業をみんなに頼むのですから、自分もやらないわけにはいきません。私もあらゆる作業をしました。中でも一番きつかったのは、石炭上げの作業でした。50トンの船が藪池の棧橋に着くと、十五、六人の患者がその石炭を運び上げるのです。石炭船の底にもぐり、石炭をバースケットと呼ぶかごに入れる作業は、体中が真っ黒になりました。担いで歩み板を渡って、次々と陸に運び上げました。トロッコに石炭を積み、藪池からワイヤで引っ張り上げました。

また、島から15キロほど離れた宗山という山で、昭和20年から22年ごろまで、15名ほどの患者が住み込みで炭焼き作業に従事していました。当時、部屋の暖房というのは木炭の暖房だけでした。かなりの重労働で、過労で倒れる人も続出しました。この宗山にいる人たちに食料を運ぶのも作業部長の仕事でした。山まで大八車を引いて行きました。この食料を運ぶとき、長島の対岸にある虫明の部落を通るのですが、子供が外で遊んでいると、母親が「患者が来た」と言って、慌てて子供を抱えて家に逃げ込みました。そのときは、「はあ、情けないな」と、何とも言えない思いがしました。

作業部長をしていて一番恐かったのは、つき添い作業の割り当てでした。急に欠員が出たときなど、やってくれる人を探すのにほんとうに苦労しました。無理を言って頼まない不自由な人にご飯を食べさせられないのですから、必死で探しました。光明園には籍元

制度というのがあります。患者が患者の後見人になるのです。ぐあいが悪くなったら、籍元がつきっ切りで看病し、最期までみとりました。

昭和30年代に入って、ようやく患者作業の職員への切りかえが始まりました。それまでは、不自由度の高い者を除いて、ほとんどみんな何らかの作業に従事していました。重労働やなれない作業に従事して、病気を悪化させたり、手足を切ったりする人は後を絶ちませんでした。

私は、入所後、家族と手紙のやり取りをしたり、小遣いを送ってもらったりしていました。昭和21年、弟が満州から帰ってきたと手紙で知り、会いたい一心で、初めて一時帰省の許可を得て家に帰りました。けれども、「近所の人には姿を見せるな」と言われていたので、真っ暗になってから帰りました。このとき、私の収容によって家族がどれほどつらい目に遭ってきたかを聞かされることになりました。私が入っていた中隊に同じ村の親戚の人がいたために、私の病気のことが村中に知れ渡ってしまったのです。兄貴が嫁をもらったのが帰る、姉も嫁ぎ先から帰される、養子に出ていた兄も帰ってくるというように、家中がむちゃくちゃになってしまったというのです。跡をとった兄貴も、村の仕事でだれもしたがないような仕事をいつも回されていると言いました。自宅では1週間ほど過ごしましたが、人目を避け、外に出ることはありませんでした。園に帰るときも、まだ暗いうちに出て帰りました。やはり近所の人に見られていたようで、「帰っていたのと違うか」と、後でうわさになったそうです。

私自身も、ここに入ってほんとうにつらい思いをしたし、ここに落ち着いた仕方がないと思ってはいましたが、そういう話を聞かされて、ほんとうにもう家には帰れないと思いました。それ以来、一度も家には帰っていません。親父が死んだ日も、兄貴が死んだ日も帰れなかった。亡くなったことはしばらくたってから聞かされました。これはもう、あきらめておらなしゃあないとは思ってはいたものの、やはり悲しいです。我が家はやっぱり懐かしいです。

実は、一度だけお墓参りに行ったことがあります。もう30年も前になるでしょう。お墓にだけは一度お参りしておきたいと思ったのです。家族には何も知らせず、お墓参りだけして、花を供えて帰りました。実家の近くの駅からタクシーに乗って、生まれた家のそばを通ってもらいました。ゆっくり走らせてもらって、家の写真を撮りました。後で姉から手紙が来ました。「変わった花が供えてあった。おまえが行ったのと違うか」と書かれてありました。「ああ、もうお墓参りも行けないな」と思いました。もう兄弟もみんな死に、



私だけしか残っていません。実家は兄の息子が継いでいますが、私のことも知りませんし、今ごろのこのこ出ていったらえらいことになります。悲しいけれど、仕方がありません。

ここに入った一人一人が、そしてその家族がみんなどのような体験をし、どんな思いをしてきたかを少しでもご理解いただくことができればと思い、お話しさせていただきました。

ありがとうございました。これで終わります。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

大変つらいご経験を語っていただきました。ありがとうございます。

それでは、続いてこちらのほうから、いろいろ委員のほうでご質問申し上げますので、お答えいただけますでしょうか。

それでは、皆様方、どなたからでもどうぞ。

【鮎京委員】 つらいお話をいろいろありがとうございました。

すごい一生だなという思いで聞いておりました。お聞きしたいことはたくさんあるんですが、みんな聞きたいと思っているので、順番でございますので、私は1つだけお聞きいたします。

つらいことかもしれないんですけども、お尋ねいたします。さっき、断種の上でなければ結婚は許可されませんでしたとおっしゃいました。また、家族やそういう方たちに対する思いも深いわけですけども、あなたご自身、断種でなければ結婚は許可しないということを知ったときに、どんなふうに思われましたか。お子さんを産みたい、育てたいというお気持ちになられませんでしたか、そこら辺をお聞きしたいです。

【Aさん】 自分の子供は欲しかったですけれども、どうも社会に出て社会人と一緒に暮らせるだけの気持ちがなかった。だから、ここで暮らすならもうこれは断種されても仕方がない。そして、断種してからでも、また自分たちが元気だったら外へ出ようと、そういう気持ちでございました。もうそういうふうに園のほうで決められておったので、これは仕方がないと思いました。

【鮎京委員】 園の中では育てられないということは、あきらめざるを得ないという気持ちですか。

【Aさん】 はい、もうあきらめな仕方がないと。

【鮎京委員】 外へ出る可能性ということについても、どんなふうに思っておられたんでしょう。

【Aさん】 はい、ありました。自分が元気なときは家内のほうがぐあいが悪くなったり、そして家内が元気なときに自分がまた調子が悪くなったり、そういうことが繰り返されましたので、もうこれでは到底外へ出て働くいうことはできないなと感じました。

【鮎京委員】 外にも出れないし、かといって、中では育てる環境はないと、禁止もされているということで、お子さんをつくることはあきらめざるを得ないという形になられたんですね。ありがとうございました。

【光石委員】 園内でのいろいろな作業をやらざるを得なくて、それで、いろいろと手足に傷があったりする方がそれを悪化させるということは当然あったと思うんですが、それで、外科のお医者さんがおられずに、お医者さん以外の方が切るとかそういうことがずっと続いていたんですか。

【Aさん】 ちょうど、あの時分にお医者さんの召集がたくさんありました。で、軍隊にお医者さんが次から次に召集されていかれましたので。ちょうど、私が大風子油が腐って熱を出して、ぽんぽんにはれ上がったときに医局へ行ったら、先生がおられなかった。

【光石委員】 戦争が終わってからも、そういう外科手術のようなことをお医者さん以外の方がやったりということはあったんでしょうか。

【Aさん】 戦後は、もうそんなことはございません。

【光石委員】 ああ、そうですか。

【金平座長】 私からも1つよろしいでしょうか。

作業のことですけれども、お話の中に、ゴールドンバットが1本7銭のときに、ガーゼ巻きの仕事は1銭だったというお話でございました。これは、非常に安いけれどもお金が出た、いわゆる作業だったわけですね。そのほかに、土木工事はすべて奉仕作業だったというので、また奉仕作業というのは、これはだれからも言われるのでなく、また安いにしろお金も払われないものがあったわけでございますか。

【Aさん】 そうです。

【金平座長】 ということは、自発的に何か土木作業というのをなさっていたんですか。

【Aさん】 部屋に七、八人もおると、だれとはなしに、きょうはどこそこの奉仕だ、どこそこへ行くと言って行きますから、自分1人残っているわけにいかないんです。

そして、大体、土木作業を専門にやってくれる方もあるんですけれども、ただ、それだけじゃなかったんです。ここは、全然家を建ててそのままのような状態で、何の整備もし

てなかったように思います。だから、みんな寄ってきれいにしようと。できるだけ園をきれいにしていこうじゃないかと、そして、他園に預けられた方々が帰ってきて、光明は全国一のいい療養所にしようじゃないかという、その気持ちがあったんです。

それで、作業賃はもう出さなくて、全部みんな奉仕で、午後は何らかの形で園をきれいにしようという気持ちで動いたと思います。

【金平座長】 ありがとうございます。

そうすると、患者さんたちがみずから自分のこの療養所をもっとよくしようということではなされたわけですか。

【Aさん】 そうです。

【金平座長】 そうすると、作業部長をなさっていたとおっしゃって、いろいろと仕事を皆さんにも割り当てられたり、お探しになったりしていました。これは、そうすると作業部長さんのお仕事でなく、もう少しまた別の……。

【Aさん】 それは、作業部長の仕事は仕事としてありますけれども、きょうの奉仕作業はこの場所をやってもらおうとかいうことと、それから自治会の会長さんのおっしゃるように、きょうはこの場所だけ、きょうはどこだというように、人員を決めて、そして方々に配っていったりしました。

【光石委員】 今のおはなしに関連して、患者作業を嫌だとか、あるいは何かサボりたいとか、つらいとかということもあったのではないかと思うのですが、そういうことはそんなになかったんですか。

【Aさん】 いや、それはありました。

【光石委員】 もしそういうことがあった場合には、どういうことが起こるんでしょうか。

【Aさん】 この作業は嫌だと言われたら、もうその作業はやめて、ほかの仕事をやってもらおうと。

【光石委員】 例えば、そういう意味では反抗したりする方もおられたんですか。

【Aさん】 ありました。

【光石委員】 そうするとどうなるんですか。

【Aさん】 もうそれは自分らの手に負えんから、本人のやりたいように、自由に放っておくしかしようないです。

【光石委員】 そういう場合には、寮のほうから何か注意とか、警告とか、そういうこ

とがあったりはしないんですか。

【Aさん】 部屋の方、1舎に寮長という人が1人ずっとありましたから、その人たち、また部屋の年のいった方が、「君、そんなことしてたらいかんで。どこそこの仕事したらどうや」というように、お互いに勤めて、そしてできるだけ働くように、皆勧めました。

【金平座長】 ほかに。

【神委員】 私は、同じ入所者の立場の人間として、今の厳しい体験を、強い憤りを持って聞かざるを得ませんでした。さぞかし苦しい思いの中から、吐き出すように勇気を持って証言をなされたことに対して、お礼を申し上げなくてはならないと思います。

残念ながらお名前を申し上げることができないわけですが、強制的に入所をさせられるときのその様子、ただ不幸にしてハンセン病にかかったというだけで、犯罪人同様の、貨車とも客車ともつかない列車に強制的に積み込まれて、不安におののき、強い憤りを感じながら、犯罪人を引き立てていくような連行に耐えながら療養所に入られたという体験を改めて伺いまして、なおさら強烈な、抑えようもない腹立ちを感じております。

軍国主義時代の日本というのは、戦力にも生産力にもならない人間を人間と見なかった、人間扱いをしなかった、その過去の思想が如実にそこにあらわれているということを痛切に感じさせられました。

療養所に入ってきたならば、患者作業、いわゆる軽症患者が働かなければ療養所の管理運営ができないという実態も、今の体験のお話の中から明確に語られたと思うんですが、そのことによって、次々に軽症患者が手足を損ない、体を壊し、だんだん病気が重症化していったということも、凝縮された形でお話の中から垣間見ることができました。

例えば海でおぼれて、おそらく自殺されたんでしょうけども、死体を引き揚げるのを先に縄をかけて海岸に引き揚げたというその動きを見ましても、療養所の中で仕事をしている管理者自体が、人間に対する尊敬の念も全く失せた、物体のような扱いをしてきたということも、改めて私は見せつけられた思いでありまして、このことこそ、この実態こそ、厳しい管理がなされたハンセン病政策の水面下に隠れた大事な実態を、国民の前に今こそ明らかにしなければならぬ責務を私ども検証会議は負わされていると改めて痛感をしたわけです。

残念なことに、まだこの時代になっても、1996年にらい予防法が廃止をされ、2年前に国賠訴訟で勝利判決を勝ち取っても、なおかつふるさとの墓参りもできないという事実が積み重ねられておるわけですが、国民の知らないところで、こういった徹底的に追及

されなければならない誤った政策が風化してしまおうとしている現実を改めて重く考えて、二度とこういった過ちをだれも犯してはならないという観点に立って、検証委員は真摯にこの問題と取り組もうといたしておるわけです。

つらい思いを呼び起こさせてまことに申しわけなかったと思うんですが、簡単でよろしいので、今、あなたが貴重なご体験を吐き出すようにお述べになりましたけれども、これから検証会議に対してどうやってほしいのか、検証会議とはどのように位置づけられているのか、あなたの率直なお気持ち、検証会議に何を望むかということを一言おっしゃっていただければ、なお私どもの励みにもなりますし、強くまたそのことからやらなければならないことが見えてくるのではないかと、そう感じております。

【Aさん】 皆様のご努力によってこの検証会議がこうして進められていたことを、ほんとうに私自身、初めてこの席に座らせていただいて、つくづくありがたいことだと思えます。皆さんの今後のご努力をお願いいたす次第です。

【金平座長】 ありがとうございます。

今、神委員もおっしゃいましたように、私どもの励みといたします。

【和泉委員】 いろいろありがとうございました。

実は、昭和42年から昭和46年まで、私はここの外科の医者をやっていて、仕事をした経験があるんですけども、ハンセン病の専門医として、治療の経過をもう少し聞かせていただいたらなと思うんです。作業でいろいろ障害が出たということは確かに事実なんですけれども、一方、治療の仕方が悪いと、治るべきものも治らなかったり、それから身体障害が強くなったりしますので、そこを少し伺いたいのですが。

最初に聞きたいのは、入所されたときの症状、それから障害度はどれぐらいだったんですか。

【Aさん】 入所したときには、まゆ毛がやっぱり薄かったんです。それで、ここに入所したときは、ちょっと顔もはれておりました。そして、手足の感じはもう十分ありまして、視力も十分でした。ただ、体にどこかやっぱり斑紋が出ておったと、そのように思えます。

【和泉委員】 わかりました。

それで、入所された後で、当時のことですから大風子の治療をして、今、大風子の注射をした部位が化膿したというお話をされましたけれども、戦後になって、プロミン、それからDDSその他の新しい化学療法剤ができてきたわけですけども、戦後の治療につい

て少しお話しくさいませんか。

【Aさん】 たしかプロミンやってもらったのが昭和24年だったと思います。

それで、最初プロミンを打っていただいたら、何ぼ1週間ぐらいしたら、目の前が真っ白になってきたんです、自分が。それで、内科の先生が「あんた、どないしたんや」と言われて、「実はプロミンを打ってもらったら、目の前が白くなってきた。白くなって物がはっきりわからんようになってきた」と、そう言いましたら、「じゃ、しばらくプロミンをやめなさい。そして、もっと落ち着いてから治療しなさい」と言うので、そして治療を二、三カ月休んでから、またプロミンを少しずつ打ってもらうようにした経験があります。

【和泉委員】 それで、その後、DDSの飲み薬その他があったと思うんですけども、その治療でいつごろ病気はよくなりましたか。

【Aさん】 いえ、DDSやなんか、その薬は全然やってません。プロミンだけでした。

【和泉委員】 その後のハンセン病に対する化学療法は全くやってないということですか。

【Aさん】 そうです。

【和泉委員】 じゃ、そのプロミンの治療が終了したところに、手足の不自由度がひどくなったということがありますか。

【Aさん】 やっぱりだんだん感じが鈍くなってきました。それはあります。

【和泉委員】 今ちょっと拝見していると、手がかなり変形が強いんですけども、それはどんな経過でそういうふうになられたかわかりますか。

【Aさん】 これは、やっぱり筋切れが原因ですわな。指のここに筋切れができて、そしてそれが悪化して、それで中の筋が腐って、そういうような状態で指先がもうだめになった。

【和泉委員】 もう一つ、ちょっと確認しておきたいのは、熱こぶとかそういう、いわゆるらい反応といわれているのは出たことがありますか。

【Aさん】 熱こぶはありません。

【和泉委員】 一般にハンセン病の入園者の方で、手足が不自由になるのは、いわゆるらい反応というので急速に神経がだめになることがあるというのでちょっと伺ったんですけども、そういうことが必ずしもなくて、今お見受けしているような高度な障害が出ているというのは、ひょっとしたら作業との関係が相当あるのかなという気がしたんですけども。

【Aさん】 その作業との関係はやっぱりあります。

そして、自分が一番困ったのは、顔面神経痛で一瞬をとられました。そして、現在も右の目だけしか見えませんが、

【和泉委員】 最後もう一つだけ、化学療法で一応無菌になったというか、そういうふうに言われたのはいつごろですか。

【Aさん】 昭和30年ぐらいだったと思います。

【和泉委員】 これは、先ほどのお話と関係があると思うんですけども、日本のハンセン病医療の一つの特徴というのは、治っても社会に返さないということがあるので、一体いつごろまでその治療をして、本当に入院して治療する必要があったのかというのをちょっと確認したかったので伺ったんですけど、要するに、昭和30年以降はハンセン病の治療というのは全く受けていないで、そのままずっと園にいらっやと、そういうふうなことです。

はい、どうもありがとうございました。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

まだご質問があるかもしれませけれども、一応これでおしまいにさせていただきたいと思ひます。

ほんとうに貴重な、またつらいご体験を我々にお聞かせいただきました。私ども、これをしっかり受けとめながら検証を続けてまいりますので、どうぞお達者でお過ごしくださいませ。ありがとうございました。

【Aさん】 どうもありがとうございました。

【金平座長】 それでは、続きまして、Eさんにおいでいただいております。

それでは、Eさん、どうもお待たせいたしました。きょうは、私ども検証会議のためにお話をくださるということ、どうもありがとうございます。

それでは、今お聞きになっていたように、まず10分ほどお話を聞かせいただいて、その後、みんなのほうからご質問をさせていただきますので、そのようによろしくお願ひいたします。

【Eさん】 私は、今、座長のほうから言われましたように、国籍が韓国です。通称名では、光明園ではFと申していますが、これは、先生方はご存じのように、戦前、戦中、創氏改名ということで、私が収容になった当時はちょうどそういう時期でございましたので、名前を、本名ではぐあいが悪いということで、光明園に来たときは子供でしたので、

少年・少女舎というところで暮らしていたんですけど、養育係の人が考えた末に、Fというふうにつけてくれたそうです。それで、それが62年間、延々として使って、園のほうの給与金とか、あるいはカルテの名前もこれで通っている次第です。

この話はそのぐらいにしまして、私はこの1年、Gへ2度も足を運んでおります。と申しますのは、市営の斎場と墓地の中にあつたはずの無縁仏の納骨堂を探しに行ったわけです。その納骨堂と申しますのは、そこにあります光明園の納骨堂の4分の1ぐらいの納骨堂でして、そこに書かれている文章をちょっと読みますと、この会堂は、不幸にして無縁仏になった仏の骨を永久に安置すべくできたものです。それから、有縁の人でも一時納骨にご遠慮なくご納骨ください。いずれも無料です。後日、他へ移しかえはいつでもご遠慮なくできます。詳しいことは墓地管理人へお尋ねください。昭和 年 月、建設者敬白と。昭和 年にできましたものです。これを私は探していたんです。

と申しますのは、私が発病したのは昭和16年、10歳のときです。そのときに、父は40歳でみずからの命を絶ってしまいました。と申しますのは、私が病気になったことが引き金になったのか、家庭のこと、あるいは仕事のこと、社会のこと、おそらく子供の将来のこと、いろいろあつたと思うんですけど、いずれにしてもみずから自分の命を絶つことになったわけです。それで、再婚の母は、親族会議で、本人の希望で実家へ帰りたいたいというから、協議離婚といことで帰りました。それで、残りましたのは私1人ですので、病気の子供をどうするかということは、親戚間で随分問題になったわけですけど、それを進んで自分が自分ところで面倒を見ようという者はいなくて、それでは親戚を何日間ずつ面倒を見ようじゃないかということで、いわゆる順番にたらい回しと申しますか、そういうことになって、しばらくそういう生活をしました。

時間もありませんので、私が申したいのは、前の方が申しましたように、入院ということではなくて、当時は収容というふうに申しましたけど、収容する段階に何をするかと申しますと、その部屋、家を徹底的に消毒すると。

それから、私の場合は、10歳の子供を光明園へ収容するために、Gの駅で警官が、当時巡査ですね、警官が待ち受けていまして、私を収容する仕事に当たっておりました。そして、その警官は私に、Gのあの田舎の、今はきれいになりましたけど、当時、60年前のあの田舎の町の薄暗い駅の構内を、さらに黒いぬれた道がついているわけです。それは、消毒液でずっと幅1メートルほどぬれた道が、構内から階段、さらに陸橋からずっと続いているわけです。で、「おまえはここを歩け」ということで、自分は乾いたところを歩いて、



私をぬれたところを歩かせて、大の男が子供1人を、何かライオンがネズミ捕まえたような格好で、何かもうばつの悪そうな格好でしたけど、そういう状態で送られました。

そして、その貨客車、いわゆるそういう形式の列車が来たときに、もう私1人ではなくて、四、五人、収容になった者がいたんですけど、もう一度名残に、Gの町の明かりを、夕方の町の様子を見ようとしたら、もうサーベルをガチャガチャ鳴らして、「はよ行け、はよ乗れ」とせかせるわけです。そういうことが60年たった今日も忘れないでいるんです。

後先になりますけど、先ほども自殺の話が出ましたけれど、どうしても、当時のことではこのような悲劇は発病したほうが行うか、あるいはその周囲の者がそういう悲劇をこうむるか、そういう二者択一のような格好で、いろいろ園内外でも、私の知る限りでもいろいろ経験もしましたし、そういう話もよく聞きます。

特に有名なのは、委員の方々のご存じのように、1951年、昭和26年に山梨県下で起こりました、家族にハンセン病患者がいるということに苦にして、一家9人の心中事件がありました。そういうふうにもうそういう大きな事件があると世の中は大騒ぎするんですけど、例えば療養所の中でそういう事件が1人、あるいはよその園で1人、光明園でも1人というふうに出ることには、周囲がそういうこともありなんということ、別に同情もしないし、そのことについて哀れみも何もかけないというふうな思いですから、例えば、よく聞く話ですけど、親に、「家のために、頼むから死んでくれ」と懇願された者もいた話も聞きます。そんなときには、非常に自分は死にたくなくても、親にそう言われると、もう家にはいられないということですね。近寄れないということ、そういう経験を持った人は、こういうふうにずっと頑張っていて、それぞれの目的を持って生きてきたということなんです。

先ほど園長先生が言っておられたように、外国人の話が出ておりましたけど、私も外国人ですから、子供のときから外国人で、ずっとそういうふうにも外国人として、韓国人として暮らしております。そのことは、後々、指紋押捺事件で表に出るんですけど、当時は、全く日本の植民地時代の中ですから、もう埋没されてしまって、いわゆる日本人の下は朝鮮人、例えば、言葉が過ぎるかもわかりませんが、日本人の次が部落の人、その下が朝鮮人というふうにも、階級意識を持って、かなりあつれきがあったことは事実です。

子供のことを申しますと、未感染児童ということ聞かれることがあると思うんですけど、未感染児童というのは、親が病気であって子供が病気でないという場合ですね。感染児童というのは、私のように、もうその子供自体が病気であるという場合ですね。未感染

児童の施設としては、愛生とか大島青松園、熊本、全生とか、栗生楽泉とか、方々に施設があって、そういう中でつらい思いをして、成人して社会復帰したり、あるいは自殺をした子供もいるという話も聞きます。

例えば僕の知った話では、週に1回、月に1回、親と会う面会の日、親が食べるのを辛抱して、配給のお菓子とかお金を子供に渡そうとすると、子供は受け取らないんです。そういうふうに教育されているわけです。そこ放ってくれというんですね。で、親がお菓子やらお金を放ると、それを拾って持って帰るというふうな話を聞きます。この女の子は後に自殺しましたけれども、ほんとうに目に見えないところでいろんなそういう悲劇があります。

私がおる光明園の双葉寮は、多いときは70人ぐらいの子供たちがいて、先ほど申しましたように、お父さんとかお母さんとか、お兄さんとかお姉さんとかいう養育係の人の中で見守られて、共同生活をやって大人にさせてもらったんですけど、1つだけおもしろい話をいたしますと、Hちゃんという男の子がおりまして、この子はラッパの名手で、どこでラッパを習ったのか、上手な人で、冬、雨戸を締め切った廊下でラッパで起床ラッパを吹くわけです。そうすると、もう頭の上で何かバケツをたたかれたような感じで、皆飛び起きて、もう起こされて、起きると、光明神社へ参って、武運長久をして、皇居を遙拝して、戦勝祈願をしてという、そういう戦時中の一応のあれをやって、それで朝食になるんですけど。したがって、戦時中は、治療があるし、午後は、先ほど申しましたように食糧事情が悪いので、1日雑穀を入れて2合1石という配給がありました。2合1石といいましても、重労働する作業者にはその中から幾らかずつ特配米を出すものですから、実際に何もしない不自由者とか子供たちの口に入るのは、もう2合足らずのものです。それで、子供は育ち盛りで、特に大人よりたくさん物を食べるんですけど、さりとて、体が小さいのに大きな大人よりもたくさんものをあげるといふわけにいきませんから、事務所の方も随分ご苦労、園の方もご苦労されて、そのかわりに、裏の山を与えるから、それを開墾してつくったものはもう供出しなくていいと。それは全部子供たちで食べなさいということで、1反2畝ほどの山を、45度ほどの傾斜のある山をもらいまして、それをせっせと開墾して、それでジャガイモとか、サツマイモとか、カボチャとかをつかって、飢えをしのいでいたんです。

その中で、いわゆる韓国人、朝鮮人の子供は一体どうしていたかということ、別にもう名前も変えていましたから、例えばキンという子はコウダ君とかそういうふうに変えられる

から、子供はそんなに差別はしなかったけど、これが後に、先ほど申しました指紋押捺事件ができましたときには、裏のいわゆる裳掛の支所の役人が来て、指紋を10本とるんですね。そうすると、手が悪くて、もう曲がっている人なんかは、その間に板を挟んで、それで伸ばして指紋をとって、そういうことをやっておりました。だけど、そのことが後に指紋押捺拒否の運動のはしりにもなりましたし、私も裁判所へよく傍聴に行って、市民集会にも出ましたけれども、いずれにしても、こういう療養所で逃げ道のないところで、日本人であれ、韓国人であれ、いろんな人、いろんな階級の人、いろんな身分の人、いろいろございましたが、それなりに現在何とか生き延びて、病気をしても、先生方の治療とか、あるいは看護婦さんの看護で何とかこの年、私、今年で72歳になりますが、62年間ここにおるといことになります。

園長先生が生まれる前からここにいるというわけになるんですけど、これからは、主治医の先生にあと10年お願いしますて頼んでいるんですが、罪滅ぼしに何かしたいことはしておきたいと、そういうふうを考えているきょうこのごろであります。

【金平座長】 どうも、とりあえずありがとうございました。

もうちょっと、皆さんのほうから質問させていただきますので、よろしく願います。

【宇佐美検討会委員】 ご苦労さんでございます。

愛生園は未感染児童の保育施設があったんですけども、邑久光明園にはそれがなくて愛生園のほうに、転移していた方もたくさんあったわけですけども、おたくのほうで退所した人、特に未感染児童までも断種をしたとか、そういうようなことを最近特にたくさん聞くんですけども、昔は少なかったと思っておったんですが、現在聞くとたくさん、私が知っておる範囲でも十指に余るのです。また、愛生園は保育施設が、昭和29年にはなくなりまして、大阪とか東京のほうに未感染児童は行きましたけれども、その間に多くの人間が断種されたと聞いておるんですけども、おたくのほうでそういうようなお話は聞かれたことはございませんでしょうか。

【Eさん】 断種の話ですか。

【宇佐美検討会委員】 未感染児童の断種です。

【Eさん】 ありますよ。僕の友達はもうほとんど全部断種してますね。だから、彼らは子供がいないわけです。だから、子供がいないから、年をとると老人ホームか、あるいは光明園へ帰ってくるか、そういうことですね。ほとんどしてますね。

【宇佐美検討会委員】 また、入所者と言わずに、未感染児童までも、諸先生方にも確

認していただきたい、また検証していただきたいと思うんですが、この長島愛生園の中の保育所だけじゃなくて、黒髪校の問題も含めて、こういう事例がたくさんあるように最近私もいろいろと、文献上確認はしてきてませんけれども、何人断種したかわかりませんが、未感染児童といわれておった人たちが、愛生園だとか、東京はどうかかわかりませんが、熊本なんかでも断種したりして、子供がなくて、今老後になって、患者の子供であったという悲劇で、非常に患者の夫婦ともに寂しい思いをしているということだけを確認をさせていただいておりますので、今後もまたそういう機会がありましたら、十分にいかに残酷な政策をされたということだけを皆さんに訴えたいと思います。また、委員として今後もそういう問題について追及していきたいと思っています。

Eさん、今、無縁仏のことがありましたけれども、先月、先々月も熊本や、沖縄で園長先生にお聞きしますと、1,200名中、1,000名の柱の患者で納骨堂に入った人がふるさとへ帰ったということをお聞きしますが、邑久光明園で現在の納骨堂からふるさとのほうに帰られたお骨は何体あるか、大体でもお聞きになっておられますかどうか、お聞きしたい。

【Eさん】 何十とか、そういう大きい数でなくて、何柱かというふうな少ない数ですね。それで、僕は親のあれを探して、いわゆる62年前の親の、結局母がないからそこへ預けて、親戚たちが韓国へ帰ったんですけど、そのことを思い合わせて、光明園にも3,000を超す遺骨があるわけでしょう、あの大きい納骨堂に。これも言ってみれば、もう無縁仏なんですね、引き取り手がないから。だから、これは一日も早く引き取り手が、出るいうたってそれは出ないかもわからないけれど、願わくば、それぞれの縁の薄い人、濃い人問わずに引き取ってもらって、自分の生まれ故郷なり、あるいは自分の家族、家庭のそばへ帰ってもらえない限りは、生きた人間の問題ばかりの解決に専念しても、この人たちがそういうふうに戻るところを得ない限りは、僕はやはりハンセンの問題は解決したとは思わないんじゃないかと、僕はそういうふうにごろ思うようになった。だから、生きた人間も大事ですけど、死んでいった人間も。随分、現在生きている我々よりももっとつらい生涯を送った人間ですから、ほんとうにこの人たちにもそれぞれ国賠法で補償金を与えて、何か償ってやらないと、不公平なような気がして、極端に言えばですね。何かこのごろそういうふうにごろ思うようになったんですけどもね。

【宇佐美検討会委員】 最後に、邑久光明園でお小さいときからいろいろと経験されたと思いますけれども、長島愛生園においては、軽症者ではつき添いは医者診断がなけれ

ばつき添い免除ということはなかったんですけども、そういう強制があったんですが、邑久光明園でもそれに類似したことはありましたか。

【Eさん】　　うちはそういうのがないんです。強制的です。先ほど話が出ました籍元制度というのがございまして、これは外島からだと思うんですけど、もう部屋に軽症者の者が不自由な者の面倒を見る、籍のある不自由な人たちの面倒を見るというのは、これはもう決まっていることで、はっきりした話を申しますと、僕が昭和30年、愛生園に高校ができましたときに、高校の受験勉強をしていたときに、うちに悪い病人がおりまして、その特看の問題ですごくもめたんですけども、周囲の心ある人は、「あれ若いし、これから高校へ行きたい言ってんねんから勉強ぐらいさせてやれよ」という話もあったんですけど、自治会のほうではそれはまかりならんて、これは制度だから、もう元気な者はやっぱり病人の面倒を見ないかんということで、それでそういう特例は出なかったですね。

【金平座長】　　ありがとうございました。

それでは、もう一人、牧野園長さん、委員でございますが。

【牧野委員】　　光明園の牧野です。

Fさんね、多分、昭和40年代後半だと思うんですけど、患者給与金が障害者年金1級にスライドするような制度になったときに、日本人はまずそういう制度に入ったんですけど、韓国人の方々は多分その制度に入らなかったですよ。その辺の話、その辺、やっぱり随分韓国の方々は苦勞されたんじゃないかなと、そういうお話を聞きたいのと、ちょっとこれ、愚問ですけども、ハンセンの場合、手が悪くて指がないような人がおりましたよね。そういう人たちのために指紋押捺をやっぱりやらされたんでしょうか、その辺、ちょっと聞いてみたいなというような気が。

【Eさん】　　僕の聞いた話では、指紋の話から申しますと、ともかく板をはさんでもやりますから、ないもんはしませんけど、何かそれらしきものがあれば、もうやってましたね。

それから、例えば出頭不能とか、何かそういう法律用語でごまかすいうたらおかしいけど、何かそういうしなくてもいいようなこともしていました。

それから、今、給与金の問題で、僕も事務所おって、そのときのあれは知ってるんですけど、時の自民党の副総裁の鹿児島県の代議士のあの人がメモを出して、何か陳情に行った人たちにそれを渡したんです。それで1万円にはちょっと足らなかったように思うんですけど、さらに外国人はそういうあれがないから、給与金はそれより少し少なかったわけ

ですね。差ができて、その差を自治会が、いわゆる年金受給者と同じように頭を並べようじゃないかと言ったんですけど、その当時、それまでして欲しくはないって、外国人のいわゆる互助会の人たちは非常に抵抗して、国が出すべき問題で自治会が出すべきものではないということで、かなりごたごたしましたですね。それで、大分それがもう要らないということで、差額は要らないということで、拒否して終わったというような経緯があるんですけど。

【牧野委員】 どのぐらいの期間違ったんですか、差があったんですか。

【Eさん】 そんなに差があったとは思わなかったんですけど。そのぐらいはって、当時でも、1円違って何か大騒ぎするような世の中ですからね。昭和49年ですかね。

【宇佐美検討会委員】 外国人とかに対する差額というのが昭和35年1月に福祉年金が出たときから、もう大変な問題に長島でもなりましたし、全国でもなりましたし、在日の方々の団体もできて非常に運動しましたけれども、昭和47年の二階堂メモによる給与金の地ならしができるまで、11年以上にわたって非常に深刻な状態で、外国人の人、そしてそういう障害のない者に対する差別というのがたくさんあって、園内が相克混乱したということ、経済的に大変な状態であったし、民族的な差別だということで非常に困窮されたことを覚えております。11年以上ありました。

【Eさん】 額よりも、差別ということがもう問題なんです。人の差別、さらに経済的な差別をするということは何事と。いわゆる年金に国民条項ができて外国人には出さないということすらも問題にして闘っていた時代ですから、そこへさらに金額で差別をし、給与金、いわゆるそれぞれが受け取る生活費ですね、生活費に差をつけるとは、非常にそれは我慢できないということで、随分我々はそのときに文書活動として本をつくりまして、「孤島」という本をつくりまして、それを持って大阪とか神戸のそういうところへ、民団本部とかそういう領事館とか行って、文書活動をやった記録があるんですけど。

【金平座長】 じゃ、ちょっと時間が来ましたので、弐委員お一人だけ。

【弐委員】 弐雄二です。今お話をいただいたEさんと私、年代的にもほぼ似ているということから、そして同時に、発病したのも小さいときで、少年舎を経験しているということから、非常にさまざまな困難を乗り越えてこられたその思いが、じかに伝わってくる思いがしました。

特に在日朝鮮人という立場で、在日韓国人という立場で療養所の中で暮らしてきたということは、大変我々の想像をさらに超えるような苦しみがあったんじゃないかと思います

が、最近、差別の問題では、自民党のお偉方の中で麻生さんという人が、創氏改名の問題を大変大きな批判を浴びる形での発言をしています。創氏改名は韓国人、朝鮮人がみずから求めたものだという、ほんとうに民族の歴史と文化を全く無視した創氏改名をそのような詭弁でごまかそうとしている。

私たちのハンセン病を発病した段階で療養所へ入れられた、先ほどもちょっと私の先輩に話を聞いてきましたが、愛生園に暮らしている先輩ですが、収容されて、消毒のために入浴させられた。出てきたら、もう名前がちゃんとつけられている。こちらの希望や何かを聞くんじゃなくて、もう既に自分の園名、偽名が、園で名乗るべき名前がつけられていたと。私も多磨全生園や栗生楽泉園を経験していますが、一応希望を聞いたような気がしますが、愛生園ではそういうことはなかったという話を聞いて、一層驚いていますが、このハンセン病の段階で我々は本名を失うという現実を迎えるわけですが、しかし、我々へのこのむごい仕打ちに対してさらに大きなむごさというのが、この創氏改名だろうと思います。小さいときに入って、少年舎の中ではさほど差別を感じなかったというふうに先ほど証言されていましたが、しかし今、この段に至って、この麻生氏の発言をどう受けとめておられるか。どう感じて、どのような国に対する思いをお持ちか、そのことを一言お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

【Eさん】 私はそのことについて、Fというのは園内外、公私ともにそれを使っていたんですけど、指紋押捺拒否の問題にかかわり合ってから、一步外へ出てそういう市民集会に入ると、だれも「F」というふうに呼ぶ人はおりません。「Eさん」と言います。ですから、それが当然のことですけど、それがだんだん増えまして、このごろ、郵便物も「E」さんで来ます。本名で来ますし、それから、中の人とは相変わらず「F」ですけど、そういう人たちが多いいんですけど、Fですから「(Fの下の名前の略称)ちゃん」というふうに、関西ですからそういうふうには呼んでおりますけど、一步外へ出ると、絶対にFという人はおりません。

したがって、いまだにいわゆるカエルのように、まだ少ししっぽは残っているにしても、自分自身は名前とともに意識もそういうふうに変りつつあって、麻生さんがそういうふうなことを言うというのは、あれは日本人としてほんとうに恥ずかしい発言だと思います。我々から見て、日本がアメリカに占領されて、山川さんがロバートにせえとかジムにせえとかって言われるのと一緒ですからね。そういうことを、思いやりがないといえばそうですけど、思いやりがないというよりも、思い上がっているわけですね、彼らは。だから、

いつかどこかで頭を打つことは間違いないと、私はそう思っております。

【金平座長】 どうも、笈さん、よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、もっとお話を伺いたい気がいたしますけれども、一応ここで時間でございませぬので。私は最初から「Eさん」でお呼びしましたので、どうもほんとうにきょうはありがとうございました。

牧野先生が、冒頭に園長としてごあいさつをなさいましたときに、やっぱり光明園の問題にはこの外国人というか韓国人の問題、そのほか3つほどあるんだけれども、その中の1つに外国人の問題おっしゃいましたけれども、まさにそのところをきょうはEさんがいろいろとお話をくださったように思います。大変貴重なお話を伺いまして、ありがとうございました。これからもどうぞお元気でお過ごしくださいませ。

【Eさん】 ありがとうございます。

【金平座長】 時間はたっておりますけれども、続けて3人目の方をお願いしたいと思います。

それでは、中山さんでいらっしゃいますね。中山秋夫さんからお話を伺わせていただきたいと思います。きょうはどうもありがとうございます。私どものためにおいでくださいました。前のお二人の方と同じように、一応10分ほどお話をくださいます、あとみんなの質問にお答えいただくという形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、早速ですが、よろしく願いいたします。

【中山さん】 どうもご苦労さんです。私、ただいま言われましたように、中山秋夫と申します。

実は、私の生まれは静岡です。静岡の比較的西のほうですが、ゆえあって、ふるさとを一家で出てしまったのは、私が5歳のころでした。それから、ゆえなく転々と、あちらこちらというところをめぐって、結局は大阪に落ち着きまして、大阪で私が一応仕事を身につけました。私の仕事は電気溶接工でした。そうしたことがようやく一人前になったころ、病気のほうが表へ出てきましたので、そして、ゆえなく昭和14年にこの光明園に入所しました。それが私の個人的なざっとした過去ですが、それから後、現在に至るまでこの療養所に生活させていただいております。

きょうお話の中心になるのは、優生手術のことについてということが最初からありましたので、その件について話をさせていただきます。

私が所内結婚に踏み切ったのは昭和21年です。私と同じ静岡の同県の方が既に所内結



婚しておりましたが、そのご夫妻によりまして、「おまえ、どうするだ」というような、どうするだということは、要するにこれからどうすると。しかし、当時既に私は大阪ですが、もう丸焼けになった大阪に戻る当てもないし、そういう中で、電気溶接工でしたから、手のほうに多少麻痺が出てきましたし、やけどが一番危険な仕事ですから、その意味からいっても、将来的にこの療養所を出て社会人ということは無理だなと思っていたときでしたが、そこで、その私がお世話になっていた夫婦からどうするだ。「おまえ、療養所に落ち着くのか」ということ、落ち着くということは、つまり夫婦、結婚するということの意味しております。私は、そんなことを私が一方的に言ったって、相手がなけりゃどうにもならんからというようなことで。するとそのご夫婦が、その気だったらおれが何とかするからということで、まあまあ任すと、そういうことで一応結婚という方向へ踏み切りました。

幸い、そのご夫婦の勧めで、仲人ということをやったださいまして、所内の少年・少女寮、双葉寮いうておりましたが。私、唇が下垂しておりますので、発音がちょっと悪いと思いますが、ご辛抱ください。そういうことで、その寮は、お母さん、お父さん、お兄さん、お姉さんというようなことが役職としてつくられておりましたが、その姉さん役をやっている人がその対象となりまして、話が手っ取り早く決まりまして、結婚に踏み切りました。相手は19歳でした。

そこで、結婚といったら当然のように出てくるのが優生手術です。それで、この優生手術を当然受けるべきものとして私も受けました。当時は、結婚による優生手術ということは、手術をした後、病室がありますが、そういうところへ入室させる対象になっておらなんだ。つまり、手術場で手術をしてもらって、そっと自宅へ帰って、そして自宅で寝て治すということでしたので、私もそのままそのことを行いまして、自分の仕事は収容所、今は入所という言葉になりましたが、新患者が来たときに、一応1週間なり十日なりそこに住む収容所という建物のつき添い係をやっていたので、そこへ手術をしてそのまま帰って寝たのです。

ところが、どういう何かしらんが、雑菌が入ったのか、ものすごい熱が出まして、痛みと熱とで。ところが、彼女が私のために介抱に来てくれました。それが、ちょうど昭和21年2月の、寒かったから未近かったと思いますが、とにかく2月のことです。そして、彼女が私にやってくれたことは、つまり洗面器へ水をくんで、その水で手ぬぐいを絞って、ぬれ手ぬぐいで私の熱のしている額に乗せて、それを取りかえるということの繰り返しで

した。何といっても、戦争後の医療的にも全く貧しい状態の療養所でしたし、その程度のものでしたが、つまるところ、私はその晩、彼女のそういう看護を受けて、もう夜中1時ごろになりましたので、私も気を使いまして、今のように暖房、冷房というような装置は何もありません。ほんとうに冬は寒いだけの冬でした。そうした中で、どうやら落ち着いたから、彼女に自室へ帰ってくれと、もう戻って寝てくれということで、彼女が自分の自室までかなり距離がありまして、ちょっと今こんなことまで言うとは何ですが、この下に木尾湾という湾があります。あの突き当たったところにそういう建物があります。それからちょっと離れたところに少年・少女寮がありまして、小学校がありました。その1カ所に収容所という建物があり、そのつき添いをやっておったのですが、そこから彼女は上段の自分の部屋へ戻って、そしてそれが彼女と私の出会いの最初の終わりでした。

というのは、彼女は私の看護をしてくれたことによって、風邪を引き、そして私がようやく立ち上がって何とか患部がいて歩けるようになって、上部へ上がったら、彼女は既に重病棟のベッドの人となっておりまして、そして、簡略に省きますが、その春4月、風邪がもとで急性肺炎になり、彼女は亡くなりました。

そういう結果で、私と彼女の結婚への話はそこで終わりましたが、そうしたことで、いわゆる自分の寮へ、もう私もその収容所のつき添いをやめまして、自室へ上がって、自分の部屋は上部にあった軽症寮です。当時は、今と違って15畳という大部屋の共同雑居生活です。不自由寮も15畳、軽症寮も15畳。その雑居生活の中へまた戻って、その一員となったのです。

ところが、1棟が15畳が4室、それが1棟でして、いわゆる4室、私はその3号室ですが、その隣に私の懇意にしていた人が、今度、当時は重病室事務主任という仕事ですが、選挙でその職責に選ばれて、その人が「おまえ、余りしゅんとしとらんと、ひとつ、おれが今度重病室の主任になっていくんだから、副主任になって来いよ」と。それが秋ごろでした。その選挙の改選期がちょうど秋、10月ごろだったと思いますが、何しろ古い話ですから。そういうことで、私はそれから重病室の副主任になって、その重病室事務所の副主任として勤めました。

ところが、その私を連れていってくださった主任が、体に故障を起こしまして、半年ぐらいで寝込むようなことになってしまいまして、結局、次の選挙推薦、そうした中で、私は重病室の主任という職責につきました。

その病室のことをもうちょっと詳しく言いますが、重病棟という棟が3棟ありました。

1棟が4部屋です。1部屋に8台のベッド。その3棟の真ん中を貫いて、中央を廊下でつないでいました。だから、東西に1、2、3、4というように分かれて、西が1、2、東が3、4というように、その病室のつき添いはすべて患者でした。いわゆるベッド総数でいうと96床になるんです。3棟で、1棟に8床の4室ですから。それを総計すると96床になりますが、とにかくそうした病人に対して専属の看護婦が一人もおりませんでした。また、医師も当然のごとくおりませんでした。

そうした事務所に私も勤めることになりましたから、爾来、昭和29年4月に、ようやく28年に患者による予防法闘争というのがありまして、ここの療養所は余り中へは大きく割り込まなかったんですが、とにかくそのことによりまして、患者が患者を見るという仕掛けから、やっとそうしたところが当然のこととして看護婦によって病人を見ると。これはごく当たり前のことでしたが、それがようやく昭和29年になって実を結んで、そしてそのとき、私はそこを終えたのですが、私が足かけ8年そこで勤めておる間に、死との対面、主任というのは死に水はとりませんが、先ほどの話で、籍元とそうした人たちが身の回りのことをしますが、亡くなった場合、棺まで納めるのですが、私は死の立ち会いを、300人ぐらいの方を見送ってきました。

そういう病室での出来事の一つとして、ちょうど23年ごろだったと思いますが、職員の子が私のところへ来て、便せん大のいわゆる半裁の罫紙を持ってきて、「中山君、これに判を押してくれ」ということで、ぼんと机の上に置かれました。それで、めくってみると、赤い線が入っておった。とにかく便せん状の線を引いただけで、何も書いてない、白紙のそこへ、私が便せんよりはるかに厚い、そこに私が1つずつ判を押すということに向こうが要求しましたので、これは何のためのものかと問うたのです。すると、なかなか言い渋ったのですが、「とにかくわけのわからないものに、何ぼ私の安物の三文判でも押すことはできないから、何に使うのか」と問うたら、渋々係の者が言うのには、「解剖の承諾書、死体解剖の承諾書になるんだ」という答えでした。そこで私は、「ちょっと待ってください。まだ生きている者の死んでから死体解剖というような承諾書に何で私が判押さんならんと、この判は私には押せない」と。ところが、すると係の者は、「そんなこと言わんと」と言いながら、前任者がそれをやってきてくれたということが、前任者のつくったのがようやく紙がなくなったから、私にまた新しいのをつくらそうと思ったんだと、私は推量しました。とにかく、私はそれを拒否しました。そして、結局はその職員はやむを得ずそれを持ってすぐ帰っていきましたが、だが、なおかつその後も解剖は続けられておりました。

そういうことで、一つの私の記憶に残っている出来事として、死体解剖の承知というところに、私の、病室主任の判を押したことによってそうしたものができ上がって、そして死体解剖がやられておったという事実は確かにこのことでわかったのですが、とにかくその後どういう方法でやられたかは、私は知りません。

そういうことで、つまるところ、さっき言いましたように、看護婦に切りかわりました29年4月に、私は病室主任をやめまして、そして一般の人になりましたが、それから私のやったことは、私の友人で既に作詩、詩を書いている者がおりまして、「おい、中山、詩をつくらんか」ということで、「じゃ、私たちもやろうか」ということで、当時、岡山の有名な女流詩人で永瀬清子さん、先生というよりさんと呼ぶほうが親しい、その永瀬清さんが園内にも来てくださって、詩の手ほどきをしてくださって、そうたびたびではないが、そうしたことで永瀬さんとも出会いもありましたが、それがきっかけで私は詩を書くことになりまして、ようやく詩を書き始めたところで、さらに説明をつけ加えますが、プロミン治療というのがありまして、それが身近な関係でちょっと斑紋が出ておりまして、医師のほうからプロミンを、23年ごろだったと記憶にあるが、その最初の組に入れてもらいまして、最初は30人だった、その一人としてプロミン治療を受けました。

ところが、そのプロミン注射、血管注射、血管に入れると、たちまち背筋に湿疹がだつと走って出てきた。それで、その異常さについて医者に問うたところが、これは多分プロミンの反応だろうということ。ところが、そのうち、病室主任というとき夜も起こされ、ご飯食べていても、「おい、主任来てくれ」というて、悪い者がおったら呼んで行かなきゃならない仕事でしたが、そうしたところで、夜無理したことによってから、目が充血して虹彩が冒される、虹彩炎を併発しました。で、このことについて担当の医師に問うたところが、それはやはりプロミンの反応で、先ほどの湿疹のようなものがあり、虹彩炎もあるということは、アメリカの書類に載って既に来ておると。

プロミンはアメリカで開発されて、昭和18年にアメリカで使われておったのですが、当時の戦争ということによって、いわゆる日本に持ち込まれたのは戦後ですが、さらにこれは東大の2人の先生たちが協力して、日本人の体質に合うのを合成して、そして日本人のためのプロミンを開発してくれたのが22年ごろだったと思いますが、試供品がちょうどそのころ手元に渡されて、そうした中で第1回のプロミン治療を受けましたが、それで先生に、「ならばどうしたらいいか」と、「どういう処置をしていいかアメリカの書類の中では日本に届いておらないから、私としてそれをどうしようということとは言えない」と。

つまり、自分の考えに任すというような答えであったのです。そこで私は、やはりこれ以上はだめだと思って、プロミンを中止しました。だから、やはり半年ぐらいやったんですかね。

それで、案外病気が落ち着きまして、一たん虹彩炎になった視力が、最初は1.5あったのが0.9までに回復しまして、そうしたことで生活には不自由のない状態になりまして、それで、ようやく病気が落ち着いているし、のんきにしておりますところが、今度は昭和35年ごろ、4年から、また病気が騒ぐと私たちは言うんですが、そういう症状が顔面に出てきました。で、担当の先生に「どうしたらいいだろうか」と言ったら、当時はいろいろ新しい薬が開発されてきて、だから、その中の君が選んでこの中でというようなことで、私が覚えているのは、大風子油が主だったんですね、プロミン以前は。その大風子とプロミンを混用させて、それを1つの注射液につくり上げた、そうしたものを私は、記憶にありませんが、何日か打ちました。

それから、今度逆に反応が出まして、つまり神経痛です。この病気につきものの神経痛が両足の足首から、そのうずきによって両足が下垂しました。それから病床生活に入るんですが、その果てが、結局視力もだんだん薄れてきて、3年後、38年には視力が完全に失明しましたが、そうしたことで失明。

詩をやっていましたが、長いので、しかし、そうした病気にもつき合いなれて、五、六年たってからだだと思います、そういう病状になってから。そのごろから、やはり何かやりたいなという物心がわいてきてまして、それで川柳をやりました。いわゆる川柳は、私は1行詩、長かった詩に対して1行詩としての川柳をつくりました。

そういう果てで、私は、何か間違っておるといふ、隔離ですね。それで、私が病室におったときの話に戻りますが、入室者の中で、病室に入室している者の中で一番多かったのは結核患者でした。割からいくと、で、いわゆるらい菌の培養すら医学的にできないのに、その不安定な菌を培養できないような病菌を、このような隔離をしながらその結核については全く野放しだったから、15畳の共同生活の中で、1人病んでいると、あるいはそれかゆえに感染するということになったと思うんですが、共同生活ということが、いわゆる結核が繁茂したことの原因ではないかと思います。

そうした中で、ただ一つ今も思うのは、ある患者が、結核患者がものすごい咯血で苦しんでおって、私にできることは何もありませんから、とにかく医務課のほうへ知らそうと思って、その病人の部屋から出て、病室の廊下をちょっと行ったところで看護婦さんに出

会いました。もっけの幸いと思ひまして、その看護婦さんに、「実は今、これこれこういう患者が喀血して困っているのだが、看護婦さん、ちょっと行って何してもらえないか」と言ったとき、その看護婦さん、特にその看護婦さんだけが言った言葉で、広く皆がそういうものだったとは思いませんが、「私はマスクを持っておらないから、結核病室へ入ることはできない」という断りを与えられました。それは、いまだに私の中に明確に残っており、いわゆる治療体制の一つであったと。

そういう過去の中で、間違いだらけの隔離、そうした果てで、私は、つまり行き着くところは熊本の裁判で既に原告団ができておりましたが、私はもう既に失明してからでした。それで、原告になって、九州熊本の裁判所で陳述もしましたが、幸い健常者が私には数名ありましたので、そうした人たちに手伝ってもらって、裁判にまでたどり着きまして、そこで、結果は既にご承知のように、勝訴となりました。

私のやってよかったなということの一つですが、ほんとうに荒削りの話ですが、そうした過去の中で、死体解剖書の判、そして結核の状態、そうしたことをあらかじめ自分として言わせてもらいたいと思ってたがいま申し上げましたが、何と云っても、乱れた言葉ですから、一応ここで話を終わらせていただきます。

これが私の療養所の中の体験のごくわずかな出来事の一つです。ありがとうございました。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

今、最後に療養所の中のわずかなとおっしゃったけど、ほんとうにまだたくさんお話になりたいことがおありになるだろうと思ひながら伺いました。ちょっと時間が迫りましたけれども、お二人ぐらいいかがでしょうか、何か。

【和泉委員】 和泉ですけども、先ほどもちょっと言いましたように、私、いつときはここで医療活動をしたことがあるんですけども、私に来る少し前のころというか、昭和30年代の後半ぐらいだと思うんですが、光明園の中の医療、あるドクターによりますと、非常にひどいものであったというわけです。これは、いろんなことがあったんでしょうけれども、1つ、やはり副腎皮質ホルモン剤の使用が非常にめちゃくちゃであったというか、あるいは自由であったということで、その副腎皮質ホルモン剤を飲み過ぎて、それを突然やめるとかそういうことで亡くなった方、あるいは病気が悪くなった方というのは非常にたくさんいて、それを、名前を言っていると思うんですが、I先生がそういう状態を改善するために随分苦労されて、何人かの犠牲者が出たということをお話しておられた

ことがあったんですけども、その昭和30年代の後半から40年代にかけてというか、そのころの園内の医療状態をちょっとお話しくさいますか。

【中山さん】 広くすべてを知っただけではなくて、私だけの立場で話すのですが、今言いましたプロミンにかわって、いわゆる治療薬、消炎剤……。

【和泉委員】 副腎皮質ホルモン剤ね。

【中山さん】 はい、副腎皮質ホルモン剤。そうしたものは、とにかく私の聞いたところでは、アメリカでは猿の脳下垂体から。だから、ほんとうにわずかしかとれないから極めて高価なものであったと。ところが、日本に入ってから、先生たちが牛の脳下垂体、それから抽出するということになったので、広く安価な薬になって、値段でいったら1錠200円ぐらいだったのね。びっくりするような、我々では到底手の出せないのが、わずかに二、三十円に格下げになって、それで大衆薬として、こういう療養所でも使えることになった。そうしたことが、療養所に入ったその当初に、私が神経痛でそういうものを利用させていただきましたが、あれは半分、半分で減らしていくんですが、最初は確かにでたらめな使い方でした。これを使ってもしなくなったらまたあげますからというような、安易な考え方で使用されておったことは確かですが、それが1人の医師が来ることによって、こんな使い方をするは無茶苦茶だということで、今後は厳格に半減、半減。最初、私は6錠ですが、副腎皮質ホルモン剤、6錠から一月内で半減、3錠、それからずっといって、病状がそのまま差がなかったら、さらに半減、半減、半減というようにして減らしていく方法を確実に取り出したのは、その治療を開始してからやはり二、三年ぐらいしてから、ようやく本来の使用法が確立したと覚えておりますが、何しろ古い話ですから、これ以上のことは申し上げることはできないが、そうしたことは確かに、乱れた中から正しい形になるまでには年数が費やされておったということは確かです。

以上です。

【和泉委員】 今の話、ちょっとだけつけ加えておきますと、この副腎皮質ホルモン剤の使い方というのは、私たちが使うときというのは、何をターゲットにするかというか、何を基準に使うかというのと、まず、いかにしてその神経を守るかなんです。神経障害を起こさないためには、かなりの犠牲を払ってでも副腎皮質ホルモンを使わなきゃいけないときは必要な量だけを使って、できるだけ副作用を起こさないようにして減らしていく。

何が言いたいかというのと、ポイントは、今言われたように、でたらめな使い方をしたために犠牲になった方というのもいるんですけども、一方で、下手な使い方をしたために

障害者が増えたというのが、光明園のその当時の医療の現状だったと思います。その点は1つはっきりしておきたいのは、下手な使い方をしたために障害度がひどくなった方がかなりいたのではないかということです。

【中山さん】 それと、中では個人的に自分で外から入手して、高いお金でやれる。だから、そういう中で、確かに一番多い例としては失明につながったと。その使い方の素人判断やら当時の医師のでたらめなそういう中で、結果、失明、視力を失うということにつながった例が多かったと私は覚えております。だから、私の記憶では、特に失明者が多かったように思いますがね。これでどうでしょうか。

【和泉委員】 その点は非常に重要だと思うのは、今、虹彩炎ということを言われましてけれども、虹彩炎の治療としては、現在でもステロイドホルモンしかないんですね。副腎皮質ホルモン剤しかありませんから、下手に使うと失明につながるというのは、これは事実で、私たちの目から見ると、手足の神経も目の神経も一緒ですから、手足が悪くなるのと一緒に目も悪くなる人がいて、その治療にステロイドホルモンを上手に使わないと失明してしまったと、そういう今の中山さんのお話は正しいと思っています。

【中山さん】 だから、その薬は、ちょっと目が充血、虹彩炎がちょっと動き出したら、また慌てて量を増やすと、またずっと見えるように、はるか向こうが見えるような視力に戻るんですが、それをまただんだん減らすと、また戻どおり充血の目になるというような繰り返しの中で、私は最後に失明したんですがね。

以上。

【金平座長】 ほかにございますか。

ご自分の体験を通して医療の問題が出ましたし、それから解剖承諾書の問題。

ほかには何か。

【鈴木（伸）委員】 川柳の話でちょっと私は思ったんですが、たしか邑久光明園の方だと思うんですが、「もういいかい 骨になっても まあだだよ」という。それは中山さんの作品なんですか。

【中山さん】 そうです、私の作です。

【鈴木（伸）委員】 非常に、今もすごくその話を聞くとじんときるんですが、どういふときにおつくりになったんですか。

【中山さん】 やはり何といっても、私は最終的に病室で多くの死は見送ってきたが、そうした方への弔い合戦として裁判をやったつもりです。そうした中で、その骨にかかわ



て、やはり何か言葉にしてやるべきだと。骨になってもまあだだよと、骨になってもふるさとへ帰れない、納骨堂に、療養所に火葬場があり、監禁室があり、納骨堂があるということは、療養所としてほんとうに不似合いなものがあるんです。今でも納骨堂はありますが。

そうしたものを見て、やはり骨になってもなおかつふるさとへ帰れないままにという、こうした死者のためのそうしたことを下敷きにしてその句にしたのです。それ以上、あまり自分の不幸を自分で説明したら何もならんからね。根幹は、骨たちにかわって声を出してやらなきゃならんという結果として、「もういいかい 骨になっても まあだだよ」の一句になったのです。

以上。

【鈴木（伸）委員】 ありがとうございます。

【金平座長】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

じゃ、ちょうど時間でございますが、一応、中山さんのお話はこれでおしまいにしたいと思います。どうもありがとうございました。

今、最後に中山さんの詩のお話が出ましたけれども、きょうも私、最初に納骨堂に参らせていただきましたけれども、ほんとうにここで亡くなられた方の実態を知り、それからその方の思いを聞いてと、冒頭に私もごあいさついたしましたけれども、そのつもりで検証を進めたいと思います。

きょうはどうもありがとうございました。

【中山さん】 ありがとうございます。

【金平座長】 それでは、一応予定いたしましたお三人の方の聞き取りは、きょうはこれで全部終了いたしました。

この後につきましては、そこに予定表もございますが、もう一度事務局のほうからお話しただけですか。

【事務局（加納）】 この後は、解剖霊安棟見学と法医学の勉強会、そして1名の方の聞き取りがご予定されているのですが、いずれも非公開となっておりますので、公開の会議としては、本日の日程はここまでということになります。

あすの日程ですが、お手元にありますように、8時半から園内見学を回らせていただきまして、その後10時半から、またこちらの会場のほうで討議をさせていただきたいと思

っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、場所の移動等ございますので、ご準備いただけますでしょうか。

【金平座長】　　じゃ、少し移動していただくことになります。どうも長いことありがとうございますございました。

【牧野園長】　　今、光明園で、ちょっとこれは古いんですけど、創立80周年記念集、これ、随分いい資料なんです。どうしても欲しいという方には若干余分がありますので、申し出てくださればお渡しします。

了